

街区公園等に係る指定管理者候補者の選定について

街区公園等について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
中区河原町ほか
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名
地元町内会等（73公園）
- (2) 非公募理由
街区公園等は、主に地域住民が利用する施設であり、街区公園清掃等報奨金交付団体である地元町内会等が維持管理活動（清掃ボランティア）を行ってきた実績がある。
このため、利用実態に即した効果的・効率的な管理が可能である地元町内会等を非公募により指定管理者とする。

3 都市整備局指定管理者指定審議会（公募要綱等審議・非公募施設審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	都市整備局長	中村 純
副会長	都市整備局次長	木村 良一
委員	経済観光局長	津村 浩
委員	都市整備局指導担当局長	谷 康宣

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
都市整備局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評価項目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 施設の利用促進に係る工夫がされたものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**地元町内会等**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	地元町内会等
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額（73公園） 7,800万円	
◎ 指定管理料提案額（73公園） 7,800万円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日